

豊橋市新生児臨時特別給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が給付する特別定額給付金の対象とならない新生児に対する臨時的な措置として、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式のもとで、様々な負担や不安を抱えながら妊娠期を過ごし子育てを開始する家庭への支援策として支給する豊橋市新生児臨時特別給付金（以下「給付金」という。）給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象児)

第2条 給付金の給付対象となる子ども（以下、「給付対象児」という。）は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した者であって、本市に最初の住民登録をした者とする。

(申請・受給権者)

第3条 給付金を申請し、給付を受けることができる者（以下「申請・受給権者」という。）は、給付対象児の母で、給付対象児の出生日において市内に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請日までに申請・受給権者が死亡した場合、その他申請・受給権者に給付金を給付することが困難であると市長が認める場合は、給付対象児と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者を申請・受給権者とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、配偶者等からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者等と生計を別にしている者であって、本市にその住民票を移していない者で、別記に規定する要件を満たし、その旨を市に申し出た者を、給付金の申請・受給権者とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者を、給付金の申請・受給権者とすることができる。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、給付対象児1人につき10万円とする。

(申請及び給付の方式)

第5条 申請・受給権者は、別紙様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請・受給権者による申請及び市による給付は、次の各号に掲げる方式のいずれ

かにより行う。この場合、第2号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号による給付が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより給付する方式

3 申請・受給権者は、給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請・受給権者本人による申請であることを証する。

4 申請の受付期間は、令和2年4月28日から令和2年8月31日までに出生した者は、令和2年11月20日まで、令和2年9月1日から令和3年3月31日までに出生した者は、給付対象児の出生届の届出日から起算して60日を経過する日までとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、給付を決定し、当該申請・受給権者に対し給付金を給付する。ただし、第5条第2項第1号に示す方式の場合は、振り込みをもって給付の決定とする。

(給付金に関する周知等)

第7条 市長は、給付金給付事業の実施に当たり、給付対象児の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第5条第4項の申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合、申請・受給権者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の申請書を受理した後、申請書の不備があり、豊橋市が確認等に努めたにもかかわらず、第5条第4項に規定する期日から14日を経過するまでに申請書の補正が行われなときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第5条第1項の申請書を受理した後、申請書の不備による振込不能等があり、豊橋市が確認等に努めたにもかかわらず、第5条第4項に規定する期日から14日を経過するまでに申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金の給付を受けた後に申請・受給権者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対しては、給付金の返還を求める。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市新生児臨時特別給付金給付事業実施要綱の規定により作成されている別紙様式は、改正後の豊橋市新生児臨時特別給付金給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別記

- ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）が出されている者。
- イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されている者。
- ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっている者。
- エ 状況調査により、配偶者等からの暴力の被害者であると市長が認める者。